平成３０年（フ）第１４２号
岩手県花巻市大迫町大迫第５地割78番地16
債務者　高村　恭平
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１８号
山形県酒田市北新町１丁目１番７号
債務者　金　　英姫
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成３０年（フ）第３１号
千葉県山武郡九十九里町片貝6692番地
債務者　糸日谷信広
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第５６号
千葉県旭市ニの5518番地２　フォレストパークアベニューＢ棟２階202号室
債務者　宇井　一代
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第６６号
千葉県旭市鎌数2657番地
債務者　山崎　泰幸
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第１２号
新潟県燕市東太田6115番地　ソレイユＤ203
債務者　坂井　裕美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成３０年（フ）第３５号
岐阜県多治見市滝呂町12丁目148番地の1091
債務者　芦川　留美
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（フ）第３９号
岐阜県多治見市太平町４丁目57番地　サンシャイン太平205
債務者　梶浦智恵美
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（フ）第２３号
三重県松阪市久保町1436番地６
債務者　小川　祥子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
津地方裁判所松阪支部

平成３０年（フ）第２４０号
大阪府富田林市本町５番６号
債務者　髙橋　初美
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２９０号
大阪府羽曳野市はびきの６丁目１番13号
債務者　田中　貴章
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３２１号
堺市北区百舌鳥赤畑町３丁174番地４　シャルム三国ヶ丘302号
債務者　久世　英樹
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３４５号
宮崎市大字糸原4623、住民票上の住所宮崎県延岡市幸町２丁目96番地
債務者　髙森　大義
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３５３号
堺市南区美木多上178番地
債務者　重谷　恵美
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３８６号
堺市北区長曽根町545番地　下野池住宅14棟102号
債務者　佐原美樹夫
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３９６号
堺市中区福田1439番地　ロイヤルハイツ福田Ｂ―102号
債務者　村山　尚美（旧姓下井）
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４２８号
堺市南区竹城台２丁１番29―206号
債務者　伊東　奈々
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係